

在留邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2023年3月27日

パスポート（旅券）のオンライン申請受付開始

● 令和5年（2023年）3月27日から、パスポート（旅券）発給手続きの一部がオンライン化されたため、在留届をオンライン（ORRネット）で御登録いただいている方は、お手持ちのスマートフォンに旅券申請用のアプリケーションをダウンロードし、オンライン申請することができます。

旅券申請のために当館に出向く必要はございませんが、パスポート受け取りは、従来どおり、当館に御来館いただきます。

詳細につきましては、以下の外務省ホームページを御参照ください。

（外務省ホームページ：パスポート（旅券））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

（外務省ホームページ：国外からオンライン申請する）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

● 従来と同様、紙の申請書による旅券申請も受け付けます。

当館に御来館の上、領事窓口で紙の申請書に御記入いただくか、御自宅で申請書をダウンロードして記入事項を入力・印刷の上、領事窓口を持参してください。いずれも、顔写真1枚を持参ください。

（外務省ホームページ：紙の申請書による窓口申請）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004037.html

● 3月27日以降、申請手続きに以下の変更が生じました。

1 戸籍抄本（個人事項証明）での申請不可

新しくパスポート（旅券）を申請する場合や、お手持ちの旅券面の記載事項に変更（氏や本籍地の変更）がある場合は、必ず、戸籍謄本（全部事項証明）1通を御用意ください。

2 査証欄増補の廃止

パスポート（旅券）の査証欄（ビザのページ）を追加する増補の制度が廃止されましたので、余白がなくなったら、切替（更新）申請してください。

3 申請から6か月以内に受け取る

6か月以内にお受け取りがない場合、パスポート（旅券）は失効します。失効

後5年以内に次のパスポート（旅券）を申請する際には、通常より高い手数料となります。

4 旅券申請書の様式変更

古い様式の旅券申請書は使用できなくなりました。

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館ホームページ:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>